

# 石巻9条の会ニュース

第三十三号

(事務局)  
石巻市大街道車  
一丁目1番20号  
(門前)  
Tel. 0225(21)1701

## 9条を巡る情勢

一月に中国で発生したコロナウイルスは、いま世界中に蔓延し、地球規模の問題となっています。

日本はクルーズ船や中国滞在者の帰国などからウイルスが国内に入り、三月末には感染者が二千人を超えました。それに対する政府の場当たり的な対応は、ウイルスの蔓延を防ぐどころか国内全体にウイルスを広げ、特に二月二十七日に、突然首相から出された全国の小中高の休校要請は、社会の混乱に層の拍車をかけました。国内での各種イベントの中止、移動、集会などの自粛などがあって、経済的、社会的な混乱と困窮が広がり、目前に迫ったオリンピックまで延期に追い込まれました。

このウイルス騒動により、首相自身の「桜を見る会」や「検事長の定年延長」等の憲法違反問題は脇に置かれた



2020年 3月 19日の街宣

ままになっています。今の情勢では、安倍首相がいくら厚顔無恥でも、憲法改定に手をつけられない状況です。

しかし、まだまだ安倍首相は改憲をあきらめていません。「自衛隊を明記する改憲」をしたいと防衛大学の卒業式でも話をしています。

安倍首相の狙いは憲法に自衛隊を明記

し、自衛隊派兵を承認し、自衛隊が米軍とともに海外で戦争できるようにすることです。先頃安倍内閣は、中東地域への自衛隊派兵を強行しました。

「調査・研究」名目ですが、米軍などとの連携を行うことで、中東危機に乗じてアメリカの軍事行動に事実上加担し、9条破壊の既成事実を拡大しようとしています。

今、コロナウイルスの騒動によって、世界中に強権政治が横行し、緊急事態宣言や入国禁止措置を講じている国が増えています。日本でも「改訂新型インフルエンザ対策特別措置法」が成立したので、周辺からの要請という名目で「緊急事態」が宣言されました。

緊急事態になれば、政府の強権により何が起きるか分かりません。二ページ目にあるように、憲法違反の命令が堂々とまかり通るようになるかもしれません。まず、集会結社の自由、言論の自由などが侵されそうな気がします。そして緊急事態と言う言葉に国民が慣れてしまえば、これからの憲法改訂に緊急事態条項を入れやすくなるでしょう。

改憲勢力は「災害」を口実にした緊急

事態条項や教育の充実などの聞き心地のよいものを使い、様々な手口で改憲の糸口をつかもうとしています。しかし、本命は九条改憲です。このことを私たちは忘れてはなりません。

国内はこのような状況ですので、同封の緊急署名をお願いし、安倍内閣の改憲策動に対処していきたいと思います。憲法9条と民主主義を守るため、みんなで力を合わせ頑張りましょう。

(高橋昭義)

### 「シンソウクイズ」 回答は裏面最後

左(数字)と右(カナ)を結んでください。

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 ネコババ   | イ ウイルス対策に予備費を充てる      |
| 2 二枚舌    | ロ エイプリルフール            |
| 3 矛盾     | ハ 私は総理大臣ですから嘘をつくはずがない |
| 4 泥縄     | ニ 募っているけれど募集はしていない    |
| 5 支離滅裂   | ホ 「学校は休み」、「空き教室」は活用   |
| 6 アベノマスク | ヘ 「桜を見る会」の名簿隠蔽        |

# 新型肺炎と緊急事態条項

## 一 はじめに

二〇二〇年三月十三日、参議院で、新型インフル特措法の改正し新型コロナウイルスをその対象に含めるという法案が可決されました。そして、四月七日に安部首相が特措法に基づき、緊急事態宣言を発しました。この法改正及び緊急事態宣言は、憲法上の様々な人権を大幅に制約できてしまう重大な問題点を含むものです。

この法律と、それを安倍政権が行使することの問題点について検討してみたいと思います。

## 二 インフルエンザ特措法

インフルエンザ特措法では、まず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生活および経済に甚大な影響を及ぼし、またはその恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態となった場合、内閣総理大臣は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

この宣言がなされると、次のような措置が可能となります。

- ① 都道府県知事による、外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示。
- ② 特定都道府県知事による、多数の者が利用する施設（学校、社会福祉施設、映画館、体育館など）の使用制限・停止又は催物の開催の制限・停止の要請。
- ③ 特定都道府県知事による、医療提供体制の確保（臨時の医療施設等） 臨時の医療施設を開

設するための、土地や建物の強制使用。

- ④ 都道府県知事等によって、新型インフルエンザ等の対応に必要な物資の売り渡しを業者に要請することができ、不当に感じない場合は収用することも可能。また、不当に売り渡しに応じなかった業者に対して、罰則を適用することもできる。

## 三 問題点

この法律において、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものでなければならぬと定められて

いますが、はたして、このような自制が安倍政権の下できちんと働くのでしょうか。

安倍政権の政策の最大の問題点は、検査させない政策で、まともな感染状況を把握しようとしないうちにあると考えられます。そして、専門家の意見すら聞かないで、突然全国の休校措置を要請したりするという科学的根拠がない措置を採り、権力を行使しているのが安倍首相なのです。

安倍政権は、これまでのコロナウイルス対策の失敗をこの法律改正で目眩まししようとしているのです。安倍政権にこのような立法を与えることは、あまりにも危険です。政府の対策を批判する集会すら開けなくなりました。

さらには、このような緊急事態による特例の立法の実績をさらに作ることは、政府の懸案事項である、憲法改正、緊急事態条項の創設へと流れていく可能性も大きくなることでしょう。

(松浦健太郎)

